

## 男鹿市条例第4号

### 男鹿市子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

男鹿市子ども・子育て会議条例（平成25年男鹿市条例第21号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第72条第1項</u>の規定に基づき、男鹿市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、<u>法第72条第1項</u>各号に掲げる事務を処理する。</p>	<p>(設置)</p> <p>第1条 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）<u>第77条第1項</u>の規定に基づき、男鹿市子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を置く。</p> <p>(所掌事務)</p> <p>第2条 子ども・子育て会議は、<u>法第77条第1項</u>各号に掲げる事務を処理する。</p>
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

### 附 則

この条例は、令和5年4月1日から施行する。